

J R 久留里線（久留里・上総亀山間）沿線地域交通検討会議規約

（名称）

第1条 本会議は、J R 久留里線（久留里・上総亀山間）沿線地域交通検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会議は、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社からの「久留里線久留里～上総亀山間沿線地域の総合的な交通体系に関する議論の申し入れ」を受け、現在の沿線地域における現状や課題を共有し、今後の地域交通のあり方について検討することを目的とする。

（調査・検討事項）

第3条 前条の目的を達成するため、検討会議は次の各号に掲げる事項について調査・検討を行う。

- 一 久留里線（久留里・上総亀山間）沿線地域の基礎的な情報に関すること
- 二 久留里線（久留里・上総亀山間）の課題に関すること
- 三 その他検討会議の目的を達成するために必要なこと

（構成員）

第4条 検討会議は、千葉県総合企画部交通担当部長が依頼した、別表に掲げる者（以下「委員等」という。）で構成する。

2 委員等のうち、同表有識者及び住民代表以外の者は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。

（会長）

第5条 検討会議に会長を置き、千葉県総合企画部交通担当部長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表し、必要に応じ会議を招集する。

（副会長）

第6条 検討会議に副会長を置き、君津市企画政策部長をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（座長）

第7条 検討会議に座長を置き、別表に掲げる有識者をもって充てる。

2 座長は、検討会議の議長として議事を進行する。

（委員報酬等）

第8条 委員の報償費及び委員が会議に出席するために要する旅費は、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月1日千葉県条例第27号）」第3条第1項第2号及び第6条第1項の規定に準じ、支給する。

(事務局)

第9条 検討会議の事務局は、千葉県総合企画部交通計画課内に置く。

(設置の期間)

第10条 検討会議の設置期間は、第2条の目的を達成するまでとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、会議設置の日（令和5年5月11日）から施行する。
- 2 令和5年9月6日一部改正
- 3 令和6年7月16日一部改正

別表

(委員)

| 区分 | 構成員 |
|-------|--|
| 県 | 千葉県総合企画部交通担当部長【会長】 |
| 沿線自治体 | 君津市企画政策部長【副会長】 |
| 鉄道事業者 | 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社企画総務部企画部長 |
| 有識者 | 日本大学理工学部交通システム工学科 特任教授 藤井 敬宏【座長】 |
| 住民代表 | 久留里地区自治会連絡協議会会長 松丘地区自治会長会会長 亀山地区自治会連絡協議会会長 |

(オブザーバー)

| 区分 | 構成員 |
|-------|--|
| 国 | 関東運輸局交通政策部交通企画課長 関東運輸局鉄道部地方鉄道再構築推進調整官 |
| 関連自治体 | 木更津市企画部地域政策室長 袖ヶ浦市企画政策部企画政策課長 |